

紹介手数料の返還について

当社の紹介した求職者について、本人の責に帰すべき事由により、3ヶ月以内に退職（解雇、自己都合による退職を含む）した場合は、紹介手数料を次の通り減ずる。
尚、紹介手数料を支払い済みのときは、減ずべき金額を丙の退職日から1ヶ月以内に乙は甲に返還するものとする。

- （A）本契約に定める条件で勤務した期間が1ヶ月以内の場合、
紹介手数料の70%を減じる。
- （B）本契約に定める条件で勤務した期間が1ヶ月超2ヶ月以内の場合、
紹介手数料の50%を減じる。
- （C）本契約に定める条件で勤務した期間が2ヶ月超3ヶ月以内の場合、
紹介手数料の30%を減じる。